

近代における〈天皇神話〉

——その変化と〈皇軍〉のかかわり——

高 橋 小百合

はじめに

夏目漱石は『こころ』の終盤で、「先生」に次のようにいわしめた。

「私は明治の精神が天皇に始まつて天皇に終つたやうな気がしました。」（夏目漱石「こころ」『漱石全集』第九卷 二九七頁 岩波書店 一九九四年九月〔初出連載大正三年四月～八月〕）

漱石のような近代的知識人にとってさえも、明治天皇の崩御は精神的にみて一個の大事件であった。さらに乃木大将と静子夫人の殉死（大正元年九月二三日）を俟って、明治の〈天皇の時代〉としての終焉は一層劇的なものとなる。

明治はたしかに劇的な時代であった。「劇的」とは単に修辭としていうのではない。明治という時代は、同時代の人々にむけて巧みにショー化された史劇群としての構造をもっている。そしてその舞台の中心に立つて（立たされて）いたのが、ほかならぬ明治天皇であった。

明治維新によって、鎌倉以来武家に握られてきた政権が、ふたたび朝廷へ還された。

近代における天皇神話

天皇その人は、維新に関して能動的な役割を果たしたわけではない。けれども、単なるクーデターではなくして正統的に、明治維新を達成させるためには、結局のところ尊王思想に頼らざるをえず、よって維新を支えたエネルギーとしての天皇の存在は、やはり飾り物以上の大きさをもっていたといわねばならない。

そうして始まった明治という時代が、天皇に象徴されるものでありつづけることは、もはや宿命であろう。

明治が〈天皇の時代〉であったことをもつとも象徴的に示す事件が、四十三年の大逆事件である。幸徳秋水を筆頭に十二人ももの社会主義者を「大逆罪」で処刑したその苛烈さが、天皇に対する深刻な畏怖を生んだ。維新以来、徐々に強まっていた天皇にまつわる禁忌性が、ここへきて強烈な形で発現したのである。事件は憲法に神聖不可侵と謳われた天皇の特性が、単なる表現上の問題ではなく、強い具体性をもつたものであることをまざまざと国民に見せつけた。この事件を経ることで、天皇の神格化は完成したといつてよい。

しかしまたこれは一方では、明治天皇が〈神〉になるまでには、四十三年ぶんの紆余曲折を必要としたともいえる。その間、決して天皇は宗教めいた奇蹟を起こしたわけでも、超人的な振舞におよんだわけでもない。天皇が〈神〉となりうる空気を醸成したのは、ひとえに天皇を語る言説の営為であった。

近代国家を率いる開明君主であらねばならなかった明治天皇に帯せられた〈天皇神話〉⁽²⁾は、旧来の古神道的な伝説を襲いつつも、それらとはまた異なった、あらたな面ももっていた。懸命に西欧を模し、近代国家たらんとした明治政府が、神武以来二千年の皇統を践むとされる天皇という存在に何を要求し、どのような新制〈天皇神話〉をつくりあげていったのか。本稿では、〈官製〉の〈天皇神話〉のありように注目して、明治維新から大逆事件前、日露戦争の頃までの大まかな流れを検証し、〈神話〉をかたちづくる言説がどこから生まれ、どのような変遷を遂げたのか考えてゆきたい。

一 明治維新と 官製〈天皇神話〉の生産

維新当初、政府高官たちが目指した天皇像は、政治に関して能動的性格をもち、かつ帝王としての肉体的実感を伴った開明君主であったと考えられる。

慶応四年（一八六八）一月、大久保利通の「大阪遷都建白書」⁽³⁾に曰う。

主上ノ在ス所ヲ雲上トイヒ、公卿方ヲ雲上人ト唱へ、竜顔ハ拜シ難キモノト思ヒ、玉体ハ寸地ヲ踏玉ハザルモノト余リニ推尊奉リテ、自ラ分外ニ尊大高貴ナルモノ、様ニ思食サセラレ、終ニ上下隔絶シテ其形今日ノ弊習トナリシモノナリ。敬上愛下ハ人倫ノ大綱ニシテ論ナキコトナガラ、過レバ君道ヲ失ハシメ、臣道ヲ失ハシムルノ害アルベシ。（中略）是（大阪遷都―引用者註）ヲ一新ノ機会ニシテ、易簡輕便ヲ本ニシ、数種ノ大弊ヲ抜き、民ノ父母タル天賦ノ君道ヲ履行セラレ、命令一タビ下リテ天下慄動スル処ノ大基礎ヲ立、推及シ玉フニアラザレバ、皇威ヲ海外ニ輝シ、万国ニ御対立アラセラレ候事叶フベカラズ。〔大久保利通文書〕二一九三―一九四頁 日本史籍協会 昭和二年二月）

今後はむやみに天皇を「推尊」する風を排し、生身の肉感をもった天皇による親政の体制を整えなければ、諸外国に伍してゆくことはできないと訴えている。この当時まで天皇は、というよりも天皇をめぐる言説は未だ前近代的な神秘性を帯びていたことがわかるが、そうした過剰な聖性を削ぎ落とすべきだと大久保はいうのである。

この企図はある程度成功したといつてよいであろう。明治十三年の中央道巡幸を取材した『The Japan Weekly Mail』（英）の記者は、明治維新は、それまでの、天皇が「民衆からは半神半人（demigod）である」とみなされていた「異常事態」に終止符を打ったのであり、今や『王が再び王たりうる』時代となった」と評価している（一八八〇年六月一九日記事／訳

文は遠山茂樹校注『天皇と華族』（日本近代思想大系 一二 九七〜九八頁 岩波書店 一九八八年五月より）。

だが一方で、同紙は「一八七六年の北日本巡行（ママ）の際に、天皇が座られた場所の地面が、神聖化された土をたとえひと握りでも手に入れようとする熱心な人々によつて、各地で掘り返された」ことを伝え、「大多数の日本人」の天皇観を、「最も優れた人々より現世的に超越しているという以上の、現人神 (deity) なのである」（『The Japan Weekly Mail』前掲書 九九頁）と説明している。こうした現象は、先の大久保の建白書に示された指針と矛盾するものではあるけれども、だからといって必ずしも政府の失策を意味するわけではない。

民衆の天皇に対する「神聖」視は、「主上ノ在ス所ヲ雲上トイヒ……」という前近代的な天皇観の揺曳であると同時に、新政府による馴致政策の結果として、宿命的な現象であったといえる。

「過去数世紀」の間「京都で隠遁同様の生活を送らされていた」（『The Japan Weekly Mail』前掲書九七頁）天皇の権威と、君主としての正統性を民衆に説くには、結局のところ「万世一系」「天地開闢の祖」といった神話的言説にたよらざるをえなかった。維新の直後、天皇支配の正統性を説く告諭書が多く⁽⁴⁾の府藩県において出されたが、それらの書が根拠とするのもやはり、「万世一系」の神話であった。なかでも政府がもつとも良しとした京都府の告諭⁽⁴⁾から引いてみる。

抑神州風儀外国ニ勝レタリト云ハ、太古天孫此国ヲ闢キ給ヒ、倫理ヲ立給ヒシヨリ、皇統聊カハラセ給フ事ナク、御代々様承継セ給フテ、此国ヲ治メ給ヒ、（中略）天孫闢キ給フ国ナレバ、此国ニアルトアラユル物、悉ク天子様ノ物ニアラザルハナシ。（中略）開闢以来先祖代々皆其御陰ニテ世渡リシ、此往（このさき）子孫何代ト云限モナク、マタ其御陰ニ生長スルナリ。（内閣官房局編『法令全書』第四冊〔明治2年〕四九〜五〇頁 明治二〇年十月）

ちようど国生み神話と『詩経』以来の王土王民思想を融合させたような具合である。君主と国民の関係をこのよう⁽⁵⁾な論

理で説かねばならなかったあたりに、明治の日本の、近代国家としての脆弱さがあるとみることもできる。あるいは論理と呼ぶのは妥当ではないかもしれない。右のような言説は、神話や伝説に依拠しつつ、新しい政治的要請によってつくられた官製の〈物語〉であつたといえる。

明治維新は真の意味での市民革命ではなかつたがゆえに、市井の人々はいわば置き去りにされた形であつた。逆に中央で政権を担当している〈開明〉派の視点からこれを見れば、明治九年の東北巡幸の頃になつてもまだ、地方にあつては「當時之親戚などは、十が十愚物而已にて、丸々世間之事は解し不レ申」〔木戸孝允文書〕第七 七〇頁（明治九年八月四日付井上馨宛書簡） 日本史籍協会 昭和六年二月）というありさまで、これら民衆を相手に近代的な政体論を展開するのは不可能であつただろう。かれらを論し、新政府——天皇を奉戴した——に推服させうる言説の方法は、合理的論説ではなく、荘厳さと、また一面における稚拙さ（ゆえの単純さ、わかりやすさ）を兼ね備えた〈物語〉であつた。

二 〈天皇神話〉 揺籃期の諸相

こうした〈物語〉があくまで人民訓導の方法にすぎなかつたことは、当時の政府高官の言を調べてみればわかるであろう。政府高官らが天皇と自らという二者の関係性において天皇を語るとき、かれらの言説は〈天皇神話〉のコンテクストの外に位置するものである。

次に掲げるのは、岩倉具視が明治二年に記した政体その他に関する意見書である。

抑モ大政維新ノ鴻業ハ何ニ由テ成就シタルカト言ヘハ即チ天下ノ公論ニ由テ成就スト言ハサルヲ得ス（中略）臣子ノ分トシテ之ヲ言フニ憚ルト雖主上天資聡明英智ニ涉ラセラル、モ猶御弱年ニ在ラセラレ御親ヲ中興ヲ謀ラセ給ヒシト云ニ非ス天下ノ公論ヲ聞食

サセラレテ其帰著スル所ヲ宸断ヲ以テ之ヲ定メ給フモノニシテ実ニ公明正大ノ御聖業ナリ（明治二年一月呈三条実美）多田好問編

香川敏三閱『岩倉公実記』中巻 六八四頁 皇后宮職 明治三十九年九月

「臣子ノ分トシテ」畏れ多いが、とことわりながらも、「御弱年」（明治元年に数えて一七歳である）の天皇の叡慮は、「天下ノ公論」に如かないことを指摘している。「天資聡明英智」など多少の文飾もなくはないが、生身の天皇像を合理的に表現した言説といえよう。ここでは、人民告諭にみるような〈天皇神話〉は影をひそめている。岩倉の意見書は実際の天皇を知る側近の間に取り交わされた文書であり、かれらは同時に政府首脳でもあつてみれば、人民を新政府に馴致するためにつくつた（つまりかれら自身決して信じているわけではない）〈天皇神話〉は必要ないのである。

くわえて、人民告諭のような、政治的事情に疎い人々に対する啓蒙的な場を離れた場合、〈天皇神話〉のつくり手であるはずの維新政府は、その語りの方法に長じていなかったようである。「命令一タビ下リテ天下慄動スル」西歐的な君主像を天皇に期待していた初期の明治政府にとって、〈天皇神話〉は政体安定までの弥縫策という面が少なからずあり、したがって、これをいかに壮麗に演出するかということに関しては、それほど熱心ではなかったようすが見うけられる。

勅語および奉答は、天皇と政府高官の間で公的に交わされる言辞である。そこではむしろ最大限の敬意表現がつかわれるが、しかし明治のはじめの段階では、〈天皇神話〉はあまり有効に生かされているとはいえない。

たとえば、明治八年五月の地方官会議開院の詔と、議長木戸孝允の奉答である。

茲に地方官會議の始 朕親ら臨て汝各官等に詔く 朕経国治民の易からざるを思ひ深く公論衆議に望むことあり今汝各地方官の重任に居り親く民情を知る誠に能く同心協力し事緒多端なるも務て其急を先にし議論異同あるも要するに其帰を一にし専ら衆庶の為

に公益を図らば則ち期会や国家無疆の幸福を開くの始たらん汝各官其れ斯旨を体せよ

臣等恭しく 聖意を奉し茲に地方官會議に列す窃に惟るに此の會議なる者は臣等か未だ実験せざる所なれば臣等と雖も亦自其の如何なる成功を現し得へきかを保すること能はず然れとも幸に 聖意の仁慈に藉り臣等か他日衆議を尽くし上奏する所をして実験に於て衆庶公益の万一を図ることあらしめは啻に 聖旨を虚くせざるのみならず亦會議の効績（ママ）を知らしむるに足るへし是臣等か單勉して冀望するところなり（柴田勇之助編『明治詔勅全集』「内治」二七〇二八頁 皇道館事務所 明治四十年七月）

ともに「万世一系」も「天孫降臨」もいわず、また感じさせもしない。もつとも、同時代のいくつかの詔勅においては、「祖宗の靈」など皇統を意識した表現が散見される。⁶⁾けれども、それらは神代以来の皇統の連続を物語ってはいても、明治天皇その人の圧倒的な超越性、あるいは神聖性を表現しえているとはいえない。

天皇（家）のもつ伝説性・神話性と、いま現在、近代国家の元首として「親政」にあたっている現実の明治天皇のイメージが矛盾なく一致し、かつ両者相俟ってより強い威が發揮されるようなすぐれた物語に、「天皇神話」はまだ進化していなかったのである。

しかしともあれ政府は人民に対して、現在の政体の正統性をいうために、神代にまで遡って論拠を提示し、加えて代々王土に育まれた以上は「累代ノ御鴻恩ヲ分毫ニテモ報ヒ奉」（「京都府下人民大告諭」）れという、見ようによっては言いがかりでしかないモラルの要求をした。このまだ稚拙の段階を抜け出していない「天皇神話」は、それを押しつけられた側からみて、また単にテキストの構成という視点で考えても、強引なものであった。

よって、純朴な地方の「親ぢなど」はともかく、知識人たちはこうした「天皇神話」の説くところに容易に服するものではなかった。かれら、おもに明治十年代以降に台頭する民権論者たちは、「天皇神話」が語る天皇支配の正統性に対して、

次々と疑問を投げかけだす。

明六社の加藤弘之はのちに社会進化論へ転向するが、もと天賦人權論者であった。明治七年、加藤は侍講の職にありながら、その著『国体新論』において次のような激越ともいえる言辞を吐いている。

君主モ人ナリ人民モ人ナリ決シテ異類ノ者ニアラス然ルニ独リ其權利ニ至リテ斯ク天地宵壤（ママ）ノ懸隔ヲ立ツルハ抑何事ソヤカ、ル野鄙陋劣ナル国体ノ国ニ生レタル人民コソ実ニ不幸ノ最上ト云フヘシ（中略）天下国土億兆人民ヲ以テ独リ 天皇ノ私有臣僕トナスカ如キ野鄙陋劣ノ風習ヲ以テ我国体トナスノ理ハ決シテアル可カラス（中略）君主ト雖モ其実ハ国家第一等ノ高官ニ過キサル者ナレハ（加藤弘之『国体新論』二〇一―一八頁 谷山楼 明治七年一二月）

加藤の批判は本稿「一」で紹介した「京都府下人民告諭大意」にも及び、その王土王民思想を説いた部分を指して「益愚昧ノ人心ヲ惑シテ益真理開明ノ妨害ヲナス」「愚論」であると攻撃している。

この『国体新論』はのちに政府内で物議を醸し、海江田信義などは「是レ実ニ余輩臣民ノ誓テ俱ニ天ヲ戴クヘカラサルノ逆賊ナレハ之ヲ今日ニ駆除スルハ急務中ノ最大急務ニ非スシテ何ソヤ」（国立国会図書館憲政資料室編『三条実美関係文書』第二期 四一「政治一般」〔四四「海江田信義建白書」明治十四年十月二十日〕 北泉社 一九九八年二月）と主張したが、結局加藤はお咎めなしであった。『国体新論』が問題となった当時、すでに加藤は転向姿勢にあり、政府からの絶版の圧力に対して「異存ナク、卻ツテ悦」（『保古飛呂比 佐佐木高行日記』十 五四〇頁〔明治一四年一月一八日記事〕 東京大学出版会 一九七八年三月）んで、自ら絶版する措置をとった。しかしそういういわば恭順の態度があったとはいえ、右のような〈不敬〉の論に対してこの処置は、後世の不敬事件に対するそれらと較べてみても、かなり軽微である。刑法は明治十三年の布告であるから、『国体新論』の当時にはまだ「不敬罪」も「大逆罪」も明確な法規定は存在しない。けれども教則三条（明治五年布告）

や讒謗律（明治八年布告）、新聞紙条例（同）等、皇室の尊貴や言論の慎むべきことを謳った法令はすでにあり、讒謗律によれば「禁獄三月以上三年以下」の「嚴刑」が可能であった。⁽⁸⁾しかるに加藤に自説を撤回させただけで政府が満足し、それ以上の追及をしなかったのは、政府が〈不敬〉であることそのものの罪をさほどに重く考えていなかったことを示唆するのではないか。

先の海江田の建言書である。

今仮リニ弘之ノ云フ所ヲ以テ正当ノモノトセハ何ソ之ヲ建言シテ我国体ヲ改良セサル若シ我 天皇陛下許シ玉ハスンハ何ソ死ヲ以テ諫メサルヤ（中略）彼ノ口ヲ民権自由ニ藉リ陽ニ立憲政体ヲ唱ヘ陰ニ共和ヲ企図スルモノ、如キハ（中略）恐レ多クモ我帝室ヲ廢シ奉ラント陰謀スル大逆賊ナリ。

仮定の話とはいえ、海江田は「建言シテ国体ヲ改良」することも天皇を死諫することも認めている。のち、大正十四年制定の治安維持法では、「国体を変革」することは、その企図の時点で嚴罰の対象に定められている。⁽⁹⁾文章自体は激した調子で書かれているものの、海江田の〈不敬〉に対する忌避意識は、のちのそれに較べればゆるやかなものであったといえる。

たしかに海江田は一応加藤批判の根拠を「我帝室」に対する害意（があると断定して）にもとめている。だが、重点が置かれているのはむしろ、加藤の「民権自由」「立憲政体」の主張に対する警戒と攻撃のほうである。

徒ラニ我旧例故恪ヲ蟬脱シテ妄リニ欧米ニ模擬セント欲スルノ余リ或ハ口ヲ民権自由ニ藉リテ陽ニ立憲政体ヲ唱ヘ陰ニ共和ヲ企図スルモノ絶テ之レ無シト云フヘカラス（中略）

近代における天皇神話

閣下（太政大臣三条実美、左大臣有栖川宮熾仁親王、右大臣岩倉具視——引用者註）彼ノ新聞雜誌ヲ見スヤ（中略）彼ノ輩常ニ政府ヲ罵詈シテ曰ク寡人政府ナリト其ノ太甚シキモノハ明治政府ノ命数如何ト論ス（中略）宜シク探偵ヲ精密ニシテ一人ノ共和ヲ企図スルノ証蹟ヲ得ルアラハ之ヲ嚴罰ニ処シ以テ社会公衆ヲ戒ムヘシ

要するに「我天皇陛下ヲ輕蔑スル」〈不敬〉に「口を藉り」てはいるものの、その実本音は〈不敬〉の断罪にあるのではない。海江田が加藤の論を恐れたのは、加藤を立憲論者、あるいは共和論者とみたからであった。⁽¹⁰⁾この一件は、寡占政府による自由民権論の弾圧ととらえたほうが妥当であろう。

これに類する事件としては、明治十三年の『東京曙新聞』事件が挙げられる。同紙は「立憲政体ヲ推シテ最良至善ノ政体」であるとし、その実現のために国民は

彼帝王ト云ヒ、大臣宰相ト云フモノハ、畢竟万民保護ノ為ニ之ヲ使役スル所ノ者、即チ国民公用ノ臣僕タルコトヲ認め、然ル以上ハ、国民ノ位地（ママ）ハ正ニ君主帝王ト対峙スル者タルコトヲ確認（後略）（『東京曙新聞』明治十三年八月二日付社説）

するべきであり、「彼神武天皇モ亦、其始ハ、則チ日向ノ一豪族ノミ。」と唱えた。これが新聞紙条例に抵触するとして起訴され、結果的には讒謗律を根拠に、禁獄二年、罰金百円の刑が下った。⁽¹¹⁾

これらの事例は、当時すでに近代的な法治思想によって〈天皇制〉を解釈する動きがあったことを示している。そしてその派の人々はこぞって政府の用意した〈天皇神話〉に反撥した。当時流行の民権主義者や、また格別にそれを標榜していなくとも多少の知識のある人々にとって、政府からあたえられた天皇の〈物語〉は、推服するに足らない迷妄の説にす

ぎなかつた。

そしてまた、「民権自由」「立憲政体」論には敏感に反応し、弾圧的な措置をとった政府も、〈天皇神話〉に関する態度は、本質的なところでは「民権自由」論者とさほどにかけ離れない。人民には〈天皇神話〉への推服を慫慂するものの、政府高官ら自身、その〈神話〉と熱心にかかわろうとはしないのである。

この時点での〈天皇神話〉は結局は宙に浮いた迷信にすぎず、せいぜい地方の無学者たちに行在所跡の土を掘り返させる程度の威力しかもっていない。かれらは民権論者やジャーナリストたちとはちがって〈天皇神話〉の信者であつたといえるが、しかしかれらにとつての天皇は、国家元首というよりも信仰上の存在であるにすぎない。

政府はおそらく、民権論を抑え、また無知の人民を啓蒙してゆく過程で、〈天皇神話〉の脆弱さと、これの強化の必要に気づいたであろう。

神話的な世界を背景にもちつつ、なおかつ現在において君主としての能動性と超越性を発揮する——そういう天皇像を語る有効な言説が、明治政府には必要であつた。

官製の言説において、はつきりとそうした進化型の〈天皇神話〉が確認できるのは、日本がはじめての対外戦争、すなわち日清戦争に踏み切つてから、特に高級将校から天皇へむけて発せられた勅語奉答においてである。⁽¹²⁾

三 〈皇軍〉と天皇神話

朕本宮を進むるの初に方り我軍大に平壤に捷つる報に接し深く將校下士卒の勤勞を察し速に特偉の功績を奏せしを嘉みす

攻圍僅に兩日にして旭旗忽ち城頭を覆ふに至る是れ誠に 聖威聖徳の致す所に他ならずと雖も野津中将（野津道貫第五師団長）――

近代における天皇神話

引用者注)の指揮計画其の宜しきを得たると第五師団並に第三師団の一部隊精勇善く戦ひたるとは共に又大に与りて力ありしを信す(『明治詔勅全集』「軍事」五〇〇五二頁)

右は明治二七年九月、「平壤大捷に付」当時の第一軍司令官山県有朋に下された勅語と、山県の奉答である。山県が「大捷」を「聖威聖徳の致す所」であるといっていることに注目したい。ただ、ここではすぐあとに野津中将と師団将卒の「精勇」を挙げており、「聖威聖徳」はそれほど深刻な意味をもたない、いわば挨拶程度の表現とみてもいいかもしれない。だが、これ以降出征将校の奉答は、他の場合のそれ(たとえば平時の文官によるもの)とは様相を異にしてゆく。

鴨緑江畔の一戦遠く敵兵を満州の野に撃退し軍を清国の境域に進むことを得是れ偏に 聖威聖徳の致すのみ(二七年一月、「鴨緑江大勝」後の勅語に対する山県有朋の奉答『明治詔勅全集』「軍事」五九頁)

今復た出て、鞍山站、牛莊、營口地方の敵兵を掃攘するを得たるは実に 陛下覆載の恩と 皇威聖徳の致す所にして固より臣等の力に非らず(二八年三月、「營口地方の戦捷」後の勅語に対する第一軍司令官野津道貫奉答『明治詔勅全集』「軍事」六五頁)

戦いに勝たしめたものは、「聖威聖徳」あるいは「大元帥陛下の御稜威」(二八年三月、伊東祐亨奉答)であったとい⁽¹⁸⁾う。この曖昧にして不合理な表現は、その後軍人の上奏文における常套句となつてゆく。十年下つて日露戦争時のものを掲げてみると、

本軍の作戰目的を達するを得たるは 陛下の御稜威と上級統帥部の指導並に友軍の協力とに頼る(明治三八年一月・乃木希典凱

我カ連合艦隊力能ク勝ヲ制シテ前期ノ如キ奇績（ママ）ヲ収メ得タルモノハ一二

天皇陛下御稜威ノ致ス所ニシテ固ヨリ人為ノ能クスヘキニアラス（明治三十八年五月・東郷平八郎 戦闘詳報）軍令部編『明治三十七八年海戦史』三八八頁 内閣印刷局朝陽会 昭和九年九月

この頃には「聖威聖徳」よりも「御稜威」が多く用いられている。いずれにせよ物語的で、合理的な勝因分析でないことにはちがいが無い。

ところで、旧日本陸海軍は「皇軍」とよばれたように、統帥権は天皇（＝大元帥）にある。軍令の最高総攬者が大元帥であり、理屈のうえではすべての軍功は終局的には大元帥に帰せられることになる。けれども、戦勝に際して、大元帥陛下の籌略が中つたという者はない。天皇の指導者としての責任を明確にしてしまうと、場合によっては天皇に重大な瑕瑾をつけかねない。特に戦争における事の成否というものは、短期間に、目に見えるかたちで出るうえに、直接的に国家の存亡に関わる。ゆえに戦争において天皇の果たした役割は、なるべく具体的にこれをいうことを避け、「聖威聖徳」「御稜威」といった抽象的表現を用いておかねばならなかつたのであろう。¹⁴

しかし、そのような事情とは別に、これら軍人の間から出た「御稜威」による勝利を謳った言説は、ある効果を生んでいる。強化された〈天皇神話〉の形成である。

「聖威聖徳」「御稜威」という、天皇だけがもつ特別な何かによって、戦勝がもたらされる。神代の昔にそうであった（とされる）ように、天皇は現在もなお人間以上の超越的存在でありつづけていることになる。

かつて維新政府が浸透させようとした〈天皇神話〉は、古代神話をもとに現今の政体の由来を説いたものにすぎなかつ

た。説かれている側の人々にとって、天皇の〈至尊〉にして不可侵であることは、ただそう教え込まれるのみで、体験的に知りうるものではなかったのである。

ところが、「聖威聖徳」「御稜威」による勝利、という言説は、それが表現によって構築されたフィクションであるにせよ、生身の指導者でありつつ、人為以上の力をもつ超越者としての天皇を現在に出現させた。ある種の宗教者が起こす奇蹟を目撃するように、人々は、超自然的な力によってもたらされた〈皇軍大捷〉を体験したのである。

むろん「御稜威」を口にした凱旋将校にしてからが、そういう得体の知れないものをしんから信じていたかは甚だ疑問であるし、新聞等でこれを知った市井の人々にしても、戦果の芳しくない〈皇軍〉将官の家へ投石に行ったりしているところを見ると、⁽¹⁵⁾天皇の玄妙な力によって日本が勝つのだ、また勝つたのだと思っていたわけではないであろう。

しかし、軍部や政府が公的⁽¹⁶⁾な言辞として天皇に神がかり的表現を用いたことは事実であり、そうした官製の天皇像ができあがったことは、天皇神格化にむけての大きな足がかりのひとつに数えてよいであろう。

四 〈天皇神話〉発展の土壌

あたらしい〈天皇神話〉がなぜ軍事の場から生まれたのか。それには「大元帥陛下」の責任を曖昧にしておくことに加えて、もう一つの理由があったと考えられる。

ここでは軍人と天皇の関係を読み解くために、『軍人勅諭』に注目したい。

軍人勅諭は明治十五年一月に天皇から陸海軍人へ下賜された。内容的には、明治十一年十月に陸軍卿山県有朋が全陸軍将兵に印刷配布した『軍人訓誡』を踏まえて西周が起草、『訓誡』についても西の草稿が遺されている。これに井上毅、福地源一郎、山県らが加筆修正したといわれている。

『軍人訓誡』の配布された明治十一年という年は、前年に鹿児島を平定したばかり、しかもその行賞をめぐって近衛兵の叛乱が起きていた⁽¹⁷⁾。軍隊内の動揺を抑え、叛逆を防止するために、山県は忠実・勇敢・服従を「軍人精神の三大元行」とし、政治への容喙を厳に慎むべき旨を部下一同に達したのである。山県の想定した軍人の政治的発言とは、単に漠然としたそれらではない。『訓誡』中に「民権などを唱へ」ることを禁じた文言があり、明治六年の民撰議員設立建白書提出以来、朝野で高まる民権熱に軍人がかぶれるのを危惧していたことが読みとれる。竹橋事件自体は民権思想とは特にかかわりがなかったが、天皇の藩屏であるべき近衛兵の叛乱という異常事態（山県らにとって）を経験して、さらに現今の国内情勢を鑑み、前途に大いに不安を抱いたものであろう。

「軍人精神」の涵養および政治への不干渉の説諭は、『軍人勅諭』にも引き継がれた。⁽¹⁸⁾『勅諭』は全陸海軍將兵を対象とし、文章も格段に平易・簡潔になっている。けれども『訓誡』と『勅諭』のもっとも大きな相違点は、前者が陸軍卿の名で行なわれたのに対し、後者は天皇（大元帥）によって下しおかれた、すなわち「勅諭」であるということであろう。しかも、「従来、太政大臣奉勅の例に依らず、天皇親ら御名を署し給ひ、直に軍隊に下賜せられたる」（徳富蘇峰編述『公爵山県有朋伝』中巻 八一〇頁 原書房 昭和四四年二月「復刻原本」昭和八年）という、勅諭としても異例の扱いであった。

この取扱いの特異性は、そのまま『勅諭』の内容におけるそれと絡んでいる。

夫兵馬の大権は 朕が統ふる所なれば其司々をこそ臣下には任すなれ其大綱は 朕親之を攬り肯て臣下に委ぬへきものにあらず（中略）朕は汝等軍人の大元帥なるそされは 朕は汝等を股肱と頼み汝等は 朕を頭首と仰きてそ其親は特に深かるへき 朕が国家を保護し上天の恵に応し 祖宗の恩に報いませらるる事を得るも得ざるも汝等軍人か其職を尽すと尽さざるに由るそかし（『明治

治詔勅全集』「軍事」三六頁）

『軍人勅諭』はこのように、軍隊が天皇直隸であることを強調する。軍人は「世論に惑はず、政治に拘らず」ひたすら天皇に「忠節」を尽くすべしと説く。つまり帝国陸海軍は〈陛下の軍隊〉であり、政権とはかわりなく、天皇が直率しているというのである。ちなみに『勅諭』中には、「天子は文武の大権を掌握するの義を存」すとあるが、「文」に関しては「深く公論衆議に望むことあり」（明治八年五月・地方官会議開院の詔―本稿「二」参照）と宣せられているように、諸計すべて叡慮より出る、という体制ではない。対して軍人は、「上官の命を承ること、実は直に朕が命を承る義なり」と心得なければならず、抗命はもちろんこれを議論することも一切ゆるされていない。

さらに『軍人勅諭』中の文句でも特に有名な「股肱」という語は、これ以降、勅語においては軍人の比喩に限定して用いられるようになったそうである（由井正臣・藤原彰・吉田裕校注『軍隊 兵士』〔日本近代思想大系 四〕一七四頁頭注 岩波書店 一九八九年四月）。これも『軍人勅諭』の性質を考えるうえで重要なことである。

「股肱」とはまことに当を得た比喩といつてよい。軍人が「股肱」で天皇（大元帥）が「頭首」である、すなわち脳たる天皇の命ずるところに寸分違えずはたらく、真に〈てあし〉であれば、『勅諭』は全將兵に対していつているのである。〈てあし〉である以上、思考活動は脳にまかせきつてしまわねばならず、この点国政に参与している文官らとは大いにちがうところである。

〈天皇神話〉を生む土壌は、実にここにあったといえよう。

天皇を「輔弼」する文官と天皇の「股肱」である軍人とは、自ら天皇との関係も、またその中から生まれる言辞にも、性質のうえで落差があるのはいつてみれば当然のことである。

陛下への「忠節」という以外に意志をもたない〈てあし〉たちは、天皇を絶対至上のものともみなさねばならない。『軍人勅諭』

には採られなかったが、『軍人訓誡』に「軍人タル者、聖上ノ御事ニ於テハ、縦ヒ御容貌ノ瑣事タリトモ一言是ニ及ブラ得」
ずとある。

このような立場にあるがために、軍人は文官にはみられないような特異なことばで天皇を語り、無謬にして崇高な、神
がかつた天皇帝像をつくりあげてゆくのである。

先に凱旋将校の奉答や上奏文中で何度か見た「みいつ（みいず）」という言葉も、軍事の場にかぎられて使用される、〈天
皇神話〉の中の語といえる。

「いつ」なる語は記紀にも見える古いことばで、尊厳な威光や威勢の鋭いこと、また齋み清められていることをあらわ
す。⁽¹⁹⁾この「いつ」（みいつ）を、近代においておそらくははじめて公的な場で復活させたのが『軍人勅諭』であった。

朕が国家を保護し上天の恵に応じ 祖宗の恩に報いまるる事を得るも得ざるも汝等軍人が其職を尽すと尽さるとに由るそか
し我國の稜威振はさることあらは汝等能く 朕と其憂を共にせよ武維揚りて其栄を耀さは 朕汝等と其誉を偕にすへし（『明治詔
勅全集』「軍事」三六頁）

「稜威」の語は現在確認されているまでの草稿では、福地桜痴案（明治一三年）に「我帝国の稜威ふるはざる事あらば汝
等よく朕と其憂を共にせよ」とみえるのが最初である。⁽²⁰⁾ともあれ、完成稿の最終責任者は参謀本部長であった山県有朋で
あり、『勅諭』に「稜威」を入れたのも山県の発案ではなかったとしても、意志であるとみてよいであろう。

しかしこの『軍人勅諭』における「稜威」は、そのすこし手前に「兵制を改め我国の光を耀さんと思ひ」（傍点引用者）とあり、
これと「我国の稜威振」う、「我武維揚りて其栄を耀」かすといった表現が対応することから、〈国威〉程度の意味でつかっ

たのではないか（もちろんそこに古代神話に支えられた〈皇国〉意識が働いていたことは間違いないが）と察せられる。

けれど、本稿の「三」で紹介したように、これが日清戦争を戦い、さらに日露戦争の頃になるともつと顕著に、「御稜威」は天皇のもつ何か靈妙な力——将卒の敢闘の効力をはるかに凌ぎ、戦争に勝たしめるほどの——といった意味用法で、凱旋将校から発せられるようになる。おなじ文脈で日清戦争当時は「御稜威」よりも頻繁に用いられていた「聖威聖徳」は、「聖徳」のみの形であれば内治関係の上奏および奉答文にもみることができ(22)が、「御稜威」は軍事関係にしか用いられない。このことは、あるいは「いつ」という語、「威」という漢字(語)自体のもつ「いきおい」や「するどさ」といった意義と関係があるかもしれない。

ともかくも、軍隊には「股肱」「御稜威」等、天皇を語る特殊なことばと意味用法が存在した。それら天皇に人為以上の力を認め、絶対化する言説が、天皇を神格化する一助となったであろうことは想像にかたくない。そして、軍隊および軍人がそのように〈天皇神話〉を進化・発展させる言説の母体となったのは、〈陛下の軍隊〉〈陛下の忠臣〉であるという軍人と天皇の特殊な関係性によるものであった。

こうした関係を作り、また言説を生んだのは、たとえば『軍人訓誡』や『軍人勅諭』の頒布当時の緊迫した政情が然らしめたことであり、べつに謀略とよぶには足りないであろう。けれども、のちに一部の高級軍人が、こうした言説によって保証された「朕が股肱」の立場を利用して、〈統帥権の独立〉(23)を楯に〈聖旨〉であると唱えて国政を私し、結果『軍人勅諭』に謳われたはずの軍政分離が、却ってなみされる事態を招いたこともまた否定できない。おそらくそういった体制づくりにもつとも深く干与したのが山県有朋であったろう。が、山県の活動についての考察は、また別の機会にゆずりたい。

おわりに

以上みてきたように、官製〈天皇神話〉は維新政府の誕生とともに人民へむけて大々的に示され、以後の政治的事情が要求するところにしたがってその姿を徐々に変化させた。維新からまもない頃は、専ら人民を啓蒙・訓導する手段として、古来の神話や伝説をほぼそのまま踏襲した形で語られていた〈天皇神話〉であるが、民権熱の高まりや数度の内乱を経験するうちに、政府はその〈物語〉の脆弱さと、それが間接的にもたらす危険に気づいたはずである。間に合わせの空説ではない、骨太な〈天皇神話〉が明治政府には必要であった。

「万世一系」の伝説と、現在の天皇の存在感、そしてその超越性というものを強力に結びつけたあたらしい〈天皇神話〉が生まれたのは、軍事の場においてであった。

徴兵によって編成された新政府の軍隊は、鹿児島島の精兵を破ったことでその実力を保証されたが、同時にそれは、万一反乱方に転じた場合、政府を転覆しかねない脅威となることもあらわしていた。そういった事情のなかで、西南の役の翌年に起きた竹橋事件は、政府関係者に深刻な衝撃をあたえたといつてよい。折しも民権思想の熾んになりつつある中で、政府——特に陸軍の重鎮山県有朋は、軍人の離反を惧れた。山県は軍人を天皇の「股肱」と位置付け、絶対の天皇（＝大元帥）を推戴して他事に心を乱さない「軍人精神」の涵養を急務とした。そうして出された『軍人訓誡』と『軍人勅諭』のうち、特に『勅諭』は以後帝国陸海軍の終焉まで、軍人の宝典として扱われた。⁽²⁴⁾

ここに謳われた軍人と天皇の特別な関係（全陸海軍将兵は天皇の私兵ということになる）が、「陛下の御稜威」などに代表される特殊な言葉を生み、天皇に関する神がかり的な言説をつくってゆく。このあたらしい〈天皇神話〉が旧来のものとちがっている点は、単なる〈おはなし〉ではなく、たとえば「陛下の御稜威による勝利」として、天皇が二千年に亘って

承け継いできた（とされる）神威の実績を語っているところにある。天皇の聖性と超越性は昔ものがたりの空説ではなくなるのである。

日本のいわゆる〈天皇制〉が興味深いのは、これを根本において支えているのが法令や政体のあり方ではなく〈物語〉であるという点である。のちに真偽不明の疑惑のみで「大逆」をいいたて、処刑が可能なほどに天皇にまつわる禁忌性は高められてゆくが、といって日本は専制君主制ではなかった。制度として帝王が絶対であったのは、帝政ロシアのツァーリなどがそれにあたるが、これとはまるで非なるものであると、〈大元帥陛下の股肱〉自身が認識している。

夫れにつけても 天皇陛下の御威徳の洪大無辺なるは我々の深く感激せる所にて申すも恐れ多けれども此の如き大戦争をなさしめらるゝも又此の如き精銳の海軍を造設し置かれたるも是皆 陛下御一人の御威徳にて我が将卒が忠勤も励んで奮闘勇戦するも其根源を尋ぬれば矢張り 大元帥陛下の御神力に帰せざるを得ません之を敵国の皇帝陛下が屢々「朕は汝に感謝す」とか「神は卿らを慰藉すべし」とか過分の勅語を下されても諸其の護国の軍人が夫れ程に忠勇であるかと云へば我ながら余程等差がある様に感じます。去れば（ママ）我々の所謂天佑とは 天皇陛下の御稜威と一致して居る様に思はれます。（『日本海海戦／連合艦隊参謀某氏談』『大阪朝日新聞』明治三十八年七月二日記事）

天皇とツァーリが、また天皇と日本の軍人の関係と、ツァーリとロシア軍人の関係が互いに異なることは、今日的な政体論の視点からみても間違いないであろう。だが、右の談話が両者に「余程等差がある」と主張する根拠は、あくまでも「大元帥陛下の御神力」である。話者は、⁽²⁵⁾天皇という存在を〈物語〉の中で理解し、〈物語〉を現実に反映させることで軍人としての自身らを規定し、日露戦争を戦ったのである。

〈天皇神話〉は時代が要求したものであった。しかし時代によってつくられた〈物語〉は、それが秀逸であればあるほ

ど、今度は逆に時代をつくりあげてゆく。天皇の神格化は特に軍部の動きに関して、のちの歴史のあり方に大きく影響した。漱石は「明治の精神が天皇に始まって天皇に終わったやうな気がしました。(傍点引用者)」といったが、明治史における「天皇」とは、単に「精神」の上のみ作用した問題ではあるまい。

明治という時代そのものが、天皇をめぐる〈物語〉に始まって、その〈物語〉の変容、あるいは成長とともにあり、また〈物語〉のクライマックス——乃木大将の殉死という——を以て終幕した。昭和二十年の敗戦、あるいはその後現在までも、この〈物語〉の余韻がのこっていることを思えば、〈天皇神話〉の重要性はイデオロギー的な観点を離れても、なお少しも減じるものでないことは疑いようがない。

日本の近現代史を陰に陽にうごかした〈天皇〉の本質は、〈物語〉であつたということが出来る。そうした〈物語〉をかたる言説は、それが孕む思想性のつよさのためか、これまでどちらかといえば敬遠されてきたような観がある。けれども、つくられた〈物語〉とその社会的影響、あるいは〈物語〉が変容し、社会的適応を遂げてゆく過程を検しようとする場合、それからまた〈物語〉の政治的利用、いずれのテーマを採ってみても、〈天皇神話〉は好個のテキストとなりうる。本稿はそれらの粗あらるところを検証してみたつもりである。いままの精緻につとめようとすれば、初期の〈天皇神話〉のベースを語ったと思われる国学者の思想や、かれらと政治家とのかかわり方、主に山県有朋などがおこなったであろう〈天皇神話〉の荘厳さを高めるための工作、また、徐々に変化した〈天皇神話〉をうけて民衆の天皇観はどう変わったのか(あるいは変わっていないのか)など、まだまだ明らかにすべき課題は多い。

しかしながら、近代の天皇(制)という特殊な〈物語〉がもつ可能性の一端を示すことができれば、ひとまず本稿の目的は果たしたものと考えて、ここで稿を閉じることにした。

注

(1) 「第二条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」『法令全書』第三二冊(明治三二年)二頁 無刊記)

(2) 本稿では、明治維新後のいわゆる近代天皇制の揺籃期および成長期において、制度上の機能とは別に、天皇の性格を規定、あるいは粉飾した言説を、仮に「天皇神話」と総称しておきたい。ふつう神話とよばれている記紀などの作品がそうであるように、近代の「天皇神話」もまた政治的事情が要求した、しかし言葉による虚構の構築という意味ではまぎれもない「物語」であった。もし古代神話が文学であるとするなら、近代以降につくられた新たな「天皇神話」を文学ととらえても差し支えないであろう。

(3) 大久保は天皇が「民ノ父母タル天賦の御職掌」を果たすためには「遷都ノ典ヲ挙ケラル、」必要があるとし、またその地は「外国交際ノ道富国強兵ノ術改守ノ大権ヲ取り海陸軍ヲ起ス等ノ」に於テ地形適當ナルへ」きを以て「浪華ニ如クヘカラス」と主張した(同建白書)。なお、この建白書は岩倉具視に提出され、朝議にかけられたが否決されている。

(4) 行政官は「京都府下人民告諭」が平明達意の良文であるとして、これを全国に配布するよう指示した。

牧民之要領ハ政教並行ニ有之候今般京都府告諭大意ト云書ヲ著シ 神州之国体国是 王政之御趣意宇内之形勢等ヲ庶民ニ相諭シ候其言簡易ニシテ俚俗ニ通シ易シ戸毎ニ蔵シ人毎ニ誦セハ上下之趣意不相戾政教並行之基タルヘシ依之右書各府藩県ヘ相渡候条徧其部内ヘ告諭可致旨 被 仰出候事(明治二年二月三日・行政官布告第九十八号)内閣官報局編『法令全書』第四冊(明治二年)四八頁 明治二十年十月)

(5) 「溥天之下莫非王土 率土之濱莫非王臣」(『詩経』[中])「谷風之什」「北山」(『新釈漢文大系』第一一一卷)三八七頁 明治書院 平成一〇年一二月)。

なお版籍奉還の上表(明治二年一月)にも、これを踏まえて

天祖肇テ国ヲ開キ基ヲ建玉ヒシヨリ、皇統一系万世無窮普天率土其有ニ非サルハナク其臣ニ非サルハナシ(『法令全書』第四冊 四二頁)とある。

(6) 朕不肖と雖も 列聖の余業 先帝の遺意を継述し内は列藩百姓を撫安し外は国威を海外に耀さん事を欲す(中略) 誓て国威を海外に振張(マ)し 祖宗 先帝の神靈に対んと欲す(『徳川慶喜親征の詔 慶応四年二月二八日』柴田勇之助編『明治詔勅全集』「軍事」三頁 講道館)

事務所 明治四十年七月)

幸に 祖宗の靈と群臣の力とに頼り以て今日の小康を得たり (『立憲政体の詔 明治八年四月一四日』『明治詔勅全集』「内治」二二六頁)

(7) 明治十三年布告の刑法で、「皇室に対する罪」四条(第一一六〜一一九条)が定められた。このうち第一一七・一一九条が「不敬罪」に関する規定である(他二条は「大逆罪」)。

第一百七十七条 天皇三后皇太子ニ対シ不敬ノ所為アル者ハ三月以上五年以下ノ重禁錮ニ処シ二十円以上二百円以下ノ罰金ヲ附加ス

第一百十九条 皇族ニ対シ不敬ノ所為アル者ハ二月以上四年以下ノ重禁錮ニ処シ十円以上百円以下ノ罰金ヲ附加ス (『法令全書』第十五冊(明治一三年) 一二一〜一二三頁 無刊記)

不敬罪が適用された明治期の筆禍および舌禍事件の主なものとして、『頓智協会雑誌』第二八号(明治三二年二月二八日)の口絵に掲載された「大日本頓智研法発布式の図」が憲法発布式の図を模しており、しかも骸骨が「研法」を授けている図であったことが問題とされ、主宰者宮武外骨が禁錮三年罰金百円の刑に処せられた。「宮武外骨不敬事件」、山川均と守田文治がかれらの雑誌『青年の福音』に、皇太子(後の大正天皇)の御成婚は、妃となった九条節子の意に添わないものであったとする抗議の文を掲載して、発行元の主人とともに検挙、重禁錮三年半、罰金百二十円、監視一年の刑に処せられた(発行元主人は重禁錮八月、罰金五十円、監視六月)。「山川均・守田文治不敬事件」(明治三三年)などがあげられる。

また、罪には問われなかったが、文部大臣尾崎行雄が帝国教育会での演説中、共和政治を仮定した発言を行ったために罷免された「共和演説事件」(明治三二年八月)も有名である(以上、大河原礼三編『内村鑑三と不敬事件史』「Ⅲ 不敬事件史」木鐸社 一九九一年二月を参考)。

(8) (教則二条)

(教部省布告。教導職へ宛てて国民教化の基本方針を示した。教部省は明治五年、神祇省廃止にもなって新たに設置。以後祭祀は式部寮、教化活動は教部省の担当となる。教導職は全国の神官・僧侶から任命された、国民教化活動をおこなう官である。——参考・文部科学省

『学制百年史』第一編「序章二 明治新政府の文教政策」http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpbz198101/hpbz198101_2_016.html

教則

第一条

一 敬神愛國ノ旨ヲ体スヘキ事

第二条

一 天理人道ヲ明ニスヘキ事

第三条

一 皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムヘキ事

右ノ三条兼テ之ヲ奉戴シ説教等ノ節ハ尚能注意致シ御趣意ニ不悖様厚相心得可申候事 『法令全書』第七冊〔明治五年〕一一八八〜一一八九

頁 明治二十二年一月)

〈讒謗律〉

第一条 凡ソ事実ノ有無ヲ論セス人ノ榮譽ヲ害スヘキノ行事ヲ摘発公布スル者之ヲ讒毀トス人ノ行事ヲ挙ルニ非スシテ悪名ヲ以テ人ニ加ヘ公布スル者之ヲ誹謗トス著作文書若クハ画図肖像ヲ用ヒ展観シ若クハ発売シ若クハ貼示シテ人ヲ讒毀シ若クハ誹謗スル者ハ下ノ条例ニ從テ罪ヲ科ス

第二条 第一条ノ所為ヲ以テ乘輿ヲ犯スニ渉ル者ハ禁獄三月以上三年以下 罰金五十円以上千円以下 二罰并セ科シ或ハ偏ヘニ一罰ヲ科ス以

下之ニ倣ヘ 『法令全書』第一〇冊〔明治八年〕一五一頁 明治二十二年二月)

〈新聞紙条例〉

第十三条 政府ヲ変壞シ國家ヲ転覆スルノ論ヲ載セ騒乱ヲ煽起セントスル者ハ禁獄一年以上三年ニ至ル迄ヲ科ス、其実犯ニ至ル者ハ首犯ト

同ク論ス

第十四条 成法ヲ誹謗シテ国民法ニ遵フノ義ヲ乱リ及顯ハニ刑律ニ触レタルノ罪犯ヲ曲庇スルノ論ヲ為ス者ハ禁獄一月以上一年以下罰金五百以上五百以下ヲ科ス(同一五四頁)

(9) 〈治安維持法〉

第一条 国体ヲ変革シ又ハ私有財産ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知リテコレニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス(JACAR〔アジア歴史資料センター〕Ref. A03021545100.『御署名原本・大正十四年・法律第四十六号・治安維持法』〔国立公文書館〕)

(10) 『国体新論』は「君権有限政体或ハ立憲君主政体」を「古今未曾有ノ良政体」、「共和政治」を「是亦良政体」であるといい、国が「開明進歩」し民度が向上した暁には、よろしくこれらの政体に移行すべきであると唱えている。(加藤弘之『国体新論』一六〇一七頁 谷山楼 明治七年二月)

(11) 明治十三年八月廿四日

書記官 第一席

内務書記官へ回答案

本月三日御照会アリシ東京曙新聞第二百四十七号社説ノ件檢事上告ノ未処断済別紙ノ通々知有之候条此旨申入候也
(略)

〈別紙〉

明治十三年八月十三日

言渡書

東京々橋区銀坐四丁目九番地朝陽社仮編輯長東京府士族

永田蘇武

其方儀該社曙新聞第二百四十七号国民自尊ノ精神ト題シタル社説中ニ帝王ト云ヒ大臣宰相ト云フモノハ畢竟万民保護ノ為ニ之ヲ使役スル所ノ者即チ国家公用ノ臣僕タルヲ認メ云々又ハ彼神武天皇モ其始ハ則チ日向ノ一豪族ノミ云々ト掲載スル科讒謗律第二条ニ擬シ禁獄二年罰金百円申付ル『公文録』明治十三年八月局部 内閣書記官局 十 国立国会図書館蔵

(12) 征討軍に下賜された勅語は戊辰戦争から西南戦争までの内乱におけるものも残っているが、これらに対する公式の奉答は行われなかったようで、記録に残っていない。近代の軍事関係の勅語奉答でもっとも古いのは明治七年一月、近衛歩兵第一連隊・同第二連隊に連隊旗を親授された折のものである。勅語と併せて次に掲げる。なお、奉答者は第一連隊長野崎貞澄中佐である。

近衛歩兵第一連隊編成なるを告ぐ依て今軍旗一旒を授く汝軍人協力同心して益威武を宣揚し以て国家を保護せよ

敬て明勅を奉す臣等死力を竭し誓て国家を保護せん『明治詔勅全集』「軍事」七〇八頁

(13) 日清開戦後は、帝国議会関係の奉答にも同様の表現が散見される。ただし平時や内治関係のことをいうときには用いられないところが、こうした表現のもつ性質を端的に示しているといえよう。

恭く惟るに宣戦以来陸海の捷報荐りに臻り国光已に寰宇に奄被す是れ一に

陛下の威徳に由らすんはあらず（明治二十七年十月 第七臨時帝国議会開院式の勅語に対する貴族院奉答）『明治詔勅全集』「議會」六三頁）
今や皇師百艱を排して遠く敵地に入り連戦捷を奏す而して列国の交際益親睦を致し將に大に其面目を改めむとす 陛下の聖武に頼るに非されは安そ能く帝国の威信を宣揚する此の如くなるを得むや（明治二十七年二月第八帝国議会開院式の勅語に対する衆議院奉答）同七三〇七四頁）

(14) 非公式の文書においては、同様の表現は「皇軍」の創設以前、たとえば戊辰戦争の最中にも、

幸に天威と諸賢之奮励に依り近る諸賊稍々平定仕候得共（下略）（明治元年六月付 木戸孝允宛大村益次郎書簡『木戸孝允関係文書』第二卷 二七一頁 東京大学出版会 二〇〇七年二月）

と書いた例がみとめられる。しかし、

日本の内乱の場合に天皇（ミカド）の身柄と神器を擁することのできた側に常に勝利が帰した（アーネスト・サトウ著、坂田精一訳『一外

交官の見た明治維新』〔上〕九四頁 岩波書店 一九六〇年九月)

とサトウが喝破したように、天皇を秤の中心に置いた官職の別が政治的に大きな意味をもち、勝敗の鍵を握った「日本の内乱の場合」と、対外戦争とは全く性質を異にするものである。先の例で大村が「天威と諸賢之奮励に依り」東軍を平定しつつある、といったのは単に挨拶ではなかったであろう。こうしたたしかかな肉感を伴って発せられる「天威」に依り云々という表現と、本文中で紹介したような、後の対外戦争時における「聖威聖徳」「御稜威」による勝利、というフィクションの創製とは、分けて考える必要があるだろう。

(15) 民衆の批難(ママ) 攻撃がひどいでせう。皆様も御承知でせうが露探艦隊とまで云はれたのであります。(中略) 上村長官(海軍中将。日露戦争当時は中将・第二艦隊司令長官―引用者註)は大分お留守宅に石等投げられたことがあつたといふことを聞きます。(『参戦廿提督

回顧三十年日露大海戦を語る』二八三頁 佐藤鉄太郎述 東京日日新聞社・大阪毎日新聞社 昭和十年五月)

(16) 注(13) 参照

(17) 竹橋事件。明治一一年八月、当時東京麹町区竹橋にあつた近衛砲兵大隊の兵士約二百名が西南役の行賞不十分を理由に蜂起、制止する上官を殺害し、その一部が当時仮皇居であつた赤坂離宮(明治六年五月、皇居は失火により全焼。二十二年五月に新皇居落成)の門近くまで迫つた。叛乱軍は約二時間半で鎮圧。三六一名が処罰され、うち五五名が死刑となつた(『東京曙新聞』明治一一年八月二四日発行号外、同二六日記事、『東京日日新聞』明治一一年八月二六日記事等参照)。

(18) 『軍人訓誡』は「軍人ノ精神ハ六師ノ根本タレバ、苟モ精神ニシテ振ハザル時ハ規則其密ヲ極メ操法其精ヲ尽ストモ徒ラニ活動ノ難キヲ見シノミ。」として、「軍人ノ精神ヲ維持シ徳義ヲ成立スル」ことの重要性を繰り返して述べている。その堅持されるべき「精神」は後半に箇条書で示される。中のひとつに、「朝政ヲ是非シ、憲法ヲ私議シ、官省等ノ布告諸規ヲ譏刺スル等ノ挙動」を厳に慎むことがあげられている。

『軍人勅諭』も、後半における、守るべき「我軍人の精神」の箇条書スタイルを踏襲した。うち一条目に、やはり、「世論に惑はず政治に拘らず、只々一途に己が本分の忠節を守」れと、政治への不干渉を謳ったくだりがある。

(19) 語意は『日本国語大辞典』を参考とした。

美母呂能 伊都加斯賀母登 由由斯伎加母 加志波良袁登亮

——御諸の 蔽白禱(いつかし)がもと 白禱(かし)がもと ゆゆしきかも 白禱原童女(かしはらをとめ) 『古事記 祝詞』 『古事記』

下巻』 『日本古典文学大系・一』 三二二～三二三頁 岩波書店 一九五八年 六月)

且排二分天八重雲、稜威之道別道別而、天降於日向襲之高千穗峯矣。(空白部分に訓点)

——且(また)天八重雲(あめのやへたなぐも)を排(おし)分けて、稜威の道別(ちわき)に道別きて、日向(ひむか)の襲(そ)の高千穗峯(た

かちほのたけ)に天降ります。『日本書紀』上巻「神代下 第九段」 『日本古典文学大系・六七』 一四〇～一四二頁 岩波書店 一九六七年

三月)

伊都幣能緒結(イツミテクララムスヒ)。天乃美賀秘冠(ミカシヒカウフ)利天。伊豆能真屋尔籬草(アシクサ)乎。伊豆能席(ムシロ)登

茹敷支天。『弘仁式・延喜式・交替式』延喜式・卷八「出雲国造神賀詞」 『新訂増補国史大系第二十六卷』 一七六頁 吉川弘文館 昭和一二

年一月〔赤字部分は小字〕

いつ・みいつ・いつのなど使ふのは、天子及び神の行為・意思の威力を感じての語だ。ちはやぶるの語源は「いちはやぶる」であるが、皇威の畏しき力をふるまふ事になる。(中略) 引いては、神の憑り来る事も動詞化していつと言ひ、体言化していつかし・いちにはなど言ふ様

になつたものか。(折口信夫「若水の話」 『折口信夫全集』 第二巻 一三三～一三四頁 中央公論社 昭和四〇年二月)

(20) これらの草稿は梅溪昇『軍人勅諭成立史』(青史出版株式会社 二〇〇〇年二月) 第二章所収のものを参考・引用した。

(21) 明治一三年起草者不明草案には、「国威振ハサレハ汝等能ク我〔我〕ヲ〔朕〕ト訂正」カ憂ヲ分チ〔内は山県の書入〕とある。

(22) 方に今

陛下聖徳日に躋り太政を綜攬し事を内閣に視諸宰臣を引見し文武の務親しく奏議を聴き玉ふ(明治一八年二月 内閣改制の議太政大臣三条実美の奏議) 『明治詔勅全集』 「内治」 四九頁)

陛下聖徳日に躋り大憲を煥發し議會を設け衆思を聚め以て与に俱に国家の進運を扶持せむことを望みたまひ(後略) (明治一三年一二月

第一回帝国議会開院式の勅語に対する貴族院奉答」同「議会」(五頁)

などの例があげられる。

(23) 明治十一年一二月、それまで陸軍省の外局であつた参謀局が参謀本部と改称され、陸軍省から独立する。参謀局時代の軍令権は 天皇―太政大臣―陸軍卿―参謀局長 の順を履んで発動される仕組であつたが、独立により軍令権は 天皇(大元帥) ↓ 参謀本部長 となり、統帥事項に関しては、軍部は政府からの容喙を斥けることが可能になった。

参謀本部条例

第五条 凡ソ軍中ノ機務戦略上ノ動静進軍駐軍転軍ノ令行軍路程ノ規運輸ノ方法軍隊ノ発差等其軍令ニ関スル者ハ専ラ本部長ノ管知スル所ニシテ参画シ親裁ノ後直ニ之ヲ陸軍卿ニ下シテ施行セシム

第六条 其戦時ニ在テハ凡テ軍令ニ関スル者親裁ノ後直ニ之ヲ監軍部長若クハ特命司令将官ニ下ス是カ為メニ其将官ハ直ニ大纛ノ下ニ属シ本部長之ヲ参画シ上裁ヲ仰クコトヲ得(『法令全書』第十三册(明治十一年)五二二頁 明治三十三年九月)

参謀局条例

第三条 参謀局長ハ陸軍卿ニ属シ(後略)(『法令全書』第九册(明治七年)一〇四〇頁 明治二十二年五月)

なお、海軍軍令部の独立は明治二十六年五月のことである。

(24) 我等は軍人道德の聖典として、軍人勅諭を奉体する(巨理章三郎『軍人勅諭の御下賜と其の史的研究』一七六頁 中文館書店 昭和七年四月) 明治十五年一月四日、明治天皇の陸海軍人へ下し賜つた勅諭は、軍隊に於ける精神教育の根本であつて、軍人精神に関する教育は、この勅諭に依りて統一せらるべきこと、恰も一般の国民に対する教育が、教育勅諭に依りて統一せられてあると同様であるべきものである。(中略) 軍人各自が自分の精神として、日夜服膺し、之を仰ぎ之を信じ、篤く之を行はねばならぬのである。(中略) 軍人は僧侶が経典を暗誦する如く、此勅諭を暗記せねばならぬのである。(武川寿輔『軍人勅諭訓話資料』五一頁 成武堂 昭和七年四月)

(25) 戸高一成氏は、「この参謀は言葉づかいから見て秋山(秋山真之海軍中将。明治三八年当時は中佐。日露戦争の全海戦を通じて連合艦隊参

近代における天皇神話

謀兼第一艦隊參謀をつとめた——引用者注」と思われる。」（戸高一成「日本海海戦に丁字戦法はなかった」『中央公論』）と述べておられる。「言葉づかい」とは具体的にどのあたりを指しているのか、これだけでは判然としない。けれども、たしかに「參謀某氏」の談話には内容・用語ともに秋山のそれとよく似た点が認められ、「某氏」が秋山であることはほぼ間違いないさそうである。

以下にその一斑を示しておく。

〔某氏談〕より〕

（日本海海戦は——引用者註） 智名もなく勇功もなしと云ふて宜しいので之等が善戦の好例と認むべきであります。彼の軍談や講釈の話柄となる様な出来事の多き戦は素人の目を喜ばす光彩はあれども、是れ所謂悪戦で兵家の取らざる所であります。

〔秋山の談〕

嗚呼『古の善く戦ふ者の勝つや名智（ママ）なく勇功なし』で、凡そ講釈師の軍談材料となるが如き、壮絶快絶の異彩ある戦争は、仮しそれが成功したにしても、決して万全の善戦ではないので、多くは戦備の欠陥等に原因して、己むを得ざる必要に迫られたる不自然の結果である。史蹟を知れる者は常に能く此間の因果を翫味して、之を後日の殷鑑とせねばならぬ。（大正二年八月講演「黄海海戦の回想」）秋山真

之述・村上貞一編『軍談』三三三頁 実業之日本社 大正六年六月

（本学大学院博士後期課程）